

平成31年度※名寄市職員を募集します

市役所職員

職種と募集人数

- 1 一般事務職 …………… 若干名
- 2 保健師 …………… 1人

試験日・会場(1次試験)

- とき 1月27日(日) 午前9時
- ところ 名寄市立大学(西4北8)

試験区分

- 1 一般事務職
 - 大学卒
 - 社会人枠(民間企業等経験者)
- 2 保健師
 - 大学卒
 - 短大卒(高等専門学校・専修学校卒含む)
 - 社会人枠(民間企業等経験者)

受験資格・試験内容(1次試験)

- 一般試験枠
- 1 一般事務職

平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学を卒業、または平成31年3月卒業見込みの方(大学院含む)
↓教養試験、適性試験、論文

2 保健師

■大学卒

昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学を卒業し保健師免許を有する方、または平成31年3月卒業見込みで保健師免許を取得予定の方(大学院含む)
↓教養試験、専門試験、論文

■短大卒

昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく短期大学・高等専門学校・専修学校(修学年数2年以上)を卒業し保健師免許を有する方、または平成31年3月卒業見込みで保健師免許を取得予定の方
↓教養試験、専門試験、論文

※すでに保健師免許を有する方は専門試験が免除されます。

社会人枠(民間企業等経験者)

民間企業で培った専門的知識および創意工夫を行う意欲を持った人材を求め、これらの知識を公務に発揮してもらう、また組織の活性化を図ることを目的に、即戦力として社会人経験を有する方を募集します。

社会人枠の注意事項

・職務経験を確認するため、職歴証明書などを提出していただくことがあります。
・高等学校以上を卒業し、大学院・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程の卒業も含みます。
・「職務経験」は、会社員等正規職員または正規職員と同等の勤務形態および職務内容で勤務した経験をいい、6カ月以上勤務して就業した期間が該当しますが、同一期間内に複数の職務経験がある場合は、いずれか一方のみとなります。

1 一般事務職

昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業、またはこれと同等の学力を有すると認める方で平成31年3月末現在において、民間企業や各種行政機関などにおける職務経験が通算して5年以上ある方、または見込まれる方

↓社会人基礎試験、論文

2 保健師

昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、保健師の免許を有し平成31年3月末現在において、民間企業や各種行政

機関病院などにおける職務経験が通算して5年以上ある方、または見込まれる方
↓社会人基礎試験、論文

採用条件(全職種)

名寄市内に居住可能な方

応募方法(全職種)

・受験申込書に所定の事項を記入のうえ、提出してください。
・受験申込書は問い合わせ先に請求または市ホームページからダウンロードしてください。

応募受付期間(全職種)

12月25日(火)～1月16日(水)
※郵送の場合、簡易書留にして1月16日(水)必着

応募先・問い合わせ

〒096-8686
名寄市大通南1丁目1番地
名寄市役所

総務課職員係(名寄庁舎3階)

☎01654③2111
(内線3324・3326)
HP <http://www.city.nayoro.lg.jp/>

名寄市立総合病院職員

職種と募集人数

一般事務職 …………… 若干名

試験日・会場(1次試験)

■とき 1月27日(日) 午前9時
■ところ 名寄市立大学(西4北8)

**試験区分・受験資格
試験内容(1次試験)**

■大学卒

平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学を卒業、または平成31年3月卒業見込みの方(大学院含む)
↓教養試験、適性試験、論文
※市立総合病院採用となります

採用条件

名寄市内に居住可能な方

応募方法

- ・受験申込書に所定の事項を記入のうえ、提出してください。
- ・受験申込書は問い合わせ先に請求または市ホームページからダウンロードしてください。

応募受付期間

12月25日(火)～1月16日(水)
※郵送の場合、簡易書留にして1月16日(水)必着

申し込み・問い合わせ

〒096-8686
名寄市大通南1丁目1番地
名寄市役所
総務課職員係(名寄庁舎3階)

☎01654③2111
(内線3324・3326)

HP <http://www.city.nayoro.lg.jp/>

職員採用情報の詳細は
ホームページをご覧ください



テレビ視聴に関する重要なお知らせ

平成31年1月24日(木)から名寄市の一部地域で、携帯電話事業者による新しい電波の利用が開始されます。新しい電波の利用開始に伴い、テレビ映像に影響の出る恐れのあるご家庭には、事前にチラシが配布されます。

影響が出た場合は、一般社団法人700MHz利用推進協会にて回復作業を行いますので、コールセンターまでご連絡ください。なお、工事に関する費用は700MHz利用推進協会が負担し、費用を請求することは一切ありません。

どうして新しい電波の利用を開始するの？

近年普及しているスマートフォンなどで高品質な通信サービスが求められており、新しい電波が必要となるためです。



どうしてテレビに影響を与えるの？

携帯電話の新しい電波が地上デジタルテレビ放送に近い周波数を利用するため、旧型のアンテナ設備などに影響が出ることがあります。テレビアンテナで受信している地上デジタルテレビ放送は、映像にノイズなどが発生する場合があります。

テレビ映像の回復作業について

回復作業は、協会指定の工事業者が視聴者のご自宅へ伺います。視聴者のご了承のもと、室内でテレビ映像の確認などを行います。



詐欺にご注意ください

回復作業の費用は一切かかりません。また、費用を請求することはありません。工事業者は、「テレビ受信障害対策員証」を携帯しています。不審に思われた場合は提示を求め、問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ

一般社団法人700MHz利用推進協会テレビ受信障害対策コールセンター

フリーダイヤル☎0120-700-012 / IP電話☎050-3786-0700 / 受付時間9時～22時(土日・祝祭日含む)